

様式第2 復興整備計画（本体）

復興整備計画 (第9回変更)

相馬市・福島県

平成28年12月26日

(平成28年12月26日：様式2及び様式8の軽微な変更)

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）

相馬市の一部（別添の復興整備事業総括図のとおり）

2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）

- ①津波により生活・職業空間が失われた被災地の土地利用を図り、基幹産業であった漁業、農業の復活及び観光産業に配慮したまちづくりを行うことにより、被災者の方々の人生設計の基盤づくりを行う
- ②可能な限り地域コミュニティを維持した、思いやりとふれあいにあふれた、新たな地域社会の再構築を目指す。
- ③震災の経験を踏まえ、今後想定される新たな災害から人命や財産を守る。
- ④津波により被災した沿岸部の農業及び漁業の復興を図る。
- ⑤津波により被災した沿岸部の農業について、地域の持続可能な農地の利用形態を図る。

3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）

（1）復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

- ①災害に強い地域づくりを行うため、市沿岸部の住宅地がある地域では防災緑地や海岸防災林を整備するとともに、道路の嵩上げをする。家屋流出等、甚大な被害を受けた地域については、職業領域（工業・水産業）を防災緑地や海岸防災林の内側に配置し、居住領域と分離する方向で、今後の土地利用を検討する。
- ②建物が流出する等、津波被害が大きかった住宅地については、津波被害からの安全性が確保できる内陸部の新たな住宅地へ移転を促進する。
- ③新たな住宅地の整備については、集団移転のための住宅地の整備や災害公営住宅の建設を行う。
- ④被害を受けた農地等については、集約化等を進め、継続して営農再開ができるよう復旧・復興することを基本とする。
- ⑤市沿岸部のうち、建物が流失する等、津波被害が大きかった住宅地及び農地の集約化を図ったうえで、遊休地の一部については、海岸防災林や太陽光発電施設用地等として、相馬市復興計画の土地利用方針に沿って、有効活用を図る。

(2) 土地の用途の概要 (別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照)

- ①市沿岸部のうち、建物が流出する等、津波被害が大きかった原釜地区、尾浜地区、磯部地区については、市と県が買い取りを行い集団移転を促進するとともに、住宅移転跡地も含めて津波被害を軽減するための防災緑地や海岸防災林を整備し、水産業（加工業含む）、漁業向けの職業領域及び商業・観光業区域として活用する。
- ②市沿岸部のうち、上記以外の岩子地区、和田地区、新田地区については、現集落内で自ら再建することを基本とし、海岸堤防や護岸堤防の嵩上げ、津波の威力を軽減させるための防災緑地、嵩上げた道路等を整備し、被害を軽減する。また、確実に避難できる避難路の新設や拡幅を実施し、地域の孤立を防ぐなどの対策を図る。
- ③水産業の円滑かつ迅速な復興を図るため、原釜地区、尾浜地区、岩子地区、磯部地区に基盤再生に必要な施設及び周辺環境（漁港、船曳場、漁具倉庫等）を整備し、共同利用させることによって、早期に水産物の安定供給と経営再開を実現するために総合的な支援事業を実施する。
- ④津波により被災した沿岸部の農業の復興を図るため、堤防のかさ上げ、排水ポンプ等の復旧に加え、用水路、排水路、農道の整備を行う。また津波により浸水した農地約1,110haのうち、八沢地区、和田地区の約210haにおいては、生産性向上のため、土地改良事業を実施する。岩子地区、新田地区、柏崎地区、磯部地区の約900ヘクタールについては震災前の状態への復旧を行うため農地災害復旧工事を順次進める。
- ⑤市沿岸部のうち、建物が流失する等、津波被害が大きかった磯部地区については、防災集団移転促進事業により市が買い取りを行う宅地や周辺農地等と、集約化を図ったうえで営農再開が困難な農地の一部について、太陽光発電施設用地として活用する。

(3) 復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺 1/25,000 以上の地形図 (別添の復興整備事業総括図のとおり)

4 復興整備事業に係る事項 (法第46条第2項第4号関係)

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1) 市街地開発事業		

(2)土地改良事業	K地区	事業名称：農用地災害復旧関連区画整理事業 実施主体：福島県 実施区域：和田地区 実施予定期間：平成25年度～平成29年度
(3)復興一体事業		
(4)集団移転促進事業	A地区	事業名称：相馬市防災集団移転促進事業 実施主体：相馬市 実施区域：南ノ入地区（移転先） 1工区～14工区 実施予定期間：平成24年度～平成28年度
	B地区	事業名称：相馬市防災集団移転促進事業 実施主体：相馬市 実施区域：刈敷田地区（移転先） 実施予定期間：平成24年度～平成28年度
	C地区	事業名称：相馬市防災集団移転促進事業 実施主体：相馬市 実施区域：荒田地区（移転先） 1工区～18工区 実施予定期間：平成24年度～平成28年度
	D地区	事業名称：相馬市防災集団移転促進事業 実施主体：相馬市 実施区域：細田地区（移転先） 実施予定期間：平成24年度～平成28年度
	E地区	事業名称：相馬市防災集団移転促進事業

		実施主体：相馬市 実施区域：磯部中西地区（移転先） 実施予定期間：平成２４年度～平成２８年度
	F 地区	事業名称：相馬市防災集団移転促進事業 実施主体：相馬市 実施区域：鷲山地区（移転先） １工区～１５工区 実施予定期間：平成２４年度～平成２８年度
	I 地区	事業名称：相馬市防災集団移転促進事業 実施主体：相馬市 実施区域：馬場野地区（移転先） 実施予定期間：平成２４年度～平成２８年度
(５)住宅地区改良事業		
(６)都市施設の整備に関する事業	J 地区	事業名称：原釜尾浜防災緑地事業 実施主体：福島県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成２４年度～平成３１年度
	L 地区	事業名称：雨水排水対策事業 実施主体：相馬市 実施区域：細田地区 実施予定期間：平成２５年度～平成２８年度
	M地区	事業名称：雨水排水対策事業 実施主体：相馬市

		実施区域：尾浜地区 実施予定期間：平成 2 4 年度～平成 2 7 年度
	○地区	事業名称：原釜地区海岸防潮堤整備事業 実施主体：福島県 実施区域：原釜地区 実施予定期間：平成 2 6 年度～平成 3 0 年度
	P地区	事業名称：尾浜地区海岸防潮堤整備事業 実施主体：福島県 実施区域：尾浜地区 実施予定期間：平成 2 6 年度～平成 2 9 年度
(7)津波防護施設の整備に関する事業		
(8)漁港漁場整備事業		
(9)保安施設事業		
(10)液状化対策事業		
(11)造成宅地滑動崩落対策事業		
(12)地籍調査事業		
(13)その他施設の整備に関する事業	B地区	事業名称：相馬市災害公営住宅整備事業 実施主体：相馬市 実施区域：刈敷田地区 実施予定期間：平成 2 4 年度～平成 2 7 年度
	D地区	事業名称：相馬市災害公営住宅整備事業

		実施主体：相馬市 実施区域：細田地区 実施予定期間：平成 2 4 年度～平成 2 7 年度
	E 地区	事業名称：相馬市災害公営住宅整備事業 実施主体：相馬市 実施区域：磯部中西地区 実施予定期間：平成 2 4 年度～平成 2 7 年度
	F 地区	事業名称：相馬市災害公営住宅整備事業 実施主体：相馬市 実施区域：鷲山地区 実施予定期間：平成 2 4 年度～平成 2 7 年度
	G 地区	事業名称：相馬市災害公営住宅整備事業 実施主体：相馬市 実施区域：明神前地区 実施予定期間：平成 2 4 年度～平成 2 7 年度
	H 地区	事業名称：相馬市災害公営住宅整備事業 実施主体：相馬市 実施区域：原釜地区 実施予定期間：平成 2 4 年度～平成 2 7 年度
	I 地区	事業名称：相馬市災害公営住宅整備事業 実施主体：相馬市 実施区域：馬場野地区 実施予定期間：平成 2 4 年度～平成 2 7 年度

	N 地区	事業名称：松川浦青のり種場造成事業 実施主体：相馬双葉漁業協同組合 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成 24 年度～平成 28 年度
	Q 地区	事業名称：太陽光発電施設整備事業（磯部地区） 実施主体：合同会社レナトス相馬ソーラーパーク <u>10工区</u> 実施区域：磯部地区 1工区～9工区 <u>平成29年度</u> 実施予定期間：平成26年度～平成28年度
5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）		
平成24年度～平成31年度		
6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）		

※B、D、E、F、I地区は、事業区分「（4）集団移転促進事業」と「（13）その他施設の整備に関する事業」の実施区域が重複している。

4－① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）						
整理 番号	事業区分	図 面 記 号	変更等する土地利用基本計画等	変更等 の 別	変更等する部分の 面積（ha）	備 考

					拡大	縮小	
1	集団移転促進事業	D	土地利用基本計画の森林地域	変更	－ha	2ha	
			地域森林計画区域	変更	－ha	1.73ha	
		B	土地利用基本計画の森林地域	変更	－ha	3ha	
			地域森林計画区域	変更	－ha	3ha	
			都市計画（一団地）[相馬市決定]	変更 (廃止)		34.5ha	名称 刈敷田一団地の住宅施設
			都市計画（用途地域）[相馬市決定]	変更	－ha	－ha	第一種低層住居専用地域（縮小：0.1ha） 第一種住居地域（拡大：0.1ha）
2	都市施設の整備に関する事業	A	都市計画（用途地域）[相馬市決定]	変更	－ha	－ha	第一種中高層住居専用地域（縮小：0.01ha） 第一種住居地域（拡大：0.01ha）
		C	都市計画（用途地域）[相馬市決定]	変更	－ha	－ha	準工業地域（縮小：0.06ha） 第一種住居地域（拡大：0.06ha）
		J	都市計画（緑地）[福島県決定]	変更	13.3ha		名称 3 原釜尾浜防災緑地
			都市計画（公園）[相馬市決定]	変更 (廃止)		0.25ha	名称 2・2・3 松原公園
3	土地改良事業	K	都市計画（防潮の施設） [相馬市決定]	決定	1,660m		名称 4 原釜地区海岸防潮堤
			都市計画（防潮の施設） [相馬市決定]	決定	390m		名称 5 尾浜地区海岸防潮堤
			土地利用基本計画の農業地域	変更	82ha		
			農業振興地域	変更	82ha		

4	都市施設の整備に関する事業	L、M	都市計画（下水道）[相馬市決定]	変更	5.0ha		

- （注）1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

			○										
		E	○										
			○										
		F	○										
			○ (1、5、9、10、 11、13、15 工区)										
2	その他施設 の整備 に関する 事業	G	○										
			○										
		Q	○										
			○										
			○ (1、2、4、5、 6、7、9、 <u>10</u> 工区)										

(注) 1 本様式は、法第49 条第1 項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。

2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。

3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第49 条第1 項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50 条第1 項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。